

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人防災のこば研究会

三 代表者の氏名

新 井 恭 子

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都文京区白山五丁目二十八番二十号 東洋大学経営学部第五十

三研究室

（変更後）埼玉県飯能市原町百二十四番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は、災害情報伝達問題に対して、主に言語学の研究分野における理論と知見を活用し、産学協同で効果検証実験や調査を行い、その成果をネットで蓄積・公開し、シンポジウムや研究会を実施して情報提供を行うこと、また、特に「こば（言語）」による最も効果的な災害情報伝達方法を提案し、日本社会の「防災情報リテラシー」を向上させることにより、防災活動に寄与することを目的とする。